

岐阜県公報

目 次

告 示

土砂災害警戒区域の指定
 土砂災害特別警戒区域の指定
 道路の供用開始
 建築基準法に基づく道路の位置指定

公 示

岐阜都市計画の変更案の縦覧

(砂防課) 四一ページ
 (同) 四四
 (道路維持課) 四七
 (建築指導課) 四七
 (都市政策課) 四九

告 示

岐阜県告示第二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

第 二 千 三 百 十 三 号
 平成二十四年一月十七日

(火曜日)

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅野	本巣市根尾高尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小屋戸	本巣市根尾長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山	本巣市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水鳥3	本巣市根尾水鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下村3	本巣市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新行堂	本巣市根尾樽見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下嶋	本巣市根尾口谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之下	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之山2	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平之山	本巣市根尾能郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上村1	本巣市根尾松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(とき)
(翌日)

平成二十四年一月十七日

西村谷	本巣市根尾松田	次の図のとおり	土石流
上村谷	本巣市根尾松田	次の図のとおり	土石流
栃ヶ洞谷	本巣市根尾松田	次の図のとおり	土石流
コワ谷	本巣市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
上谷	本巣市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
廻り谷支川	本巣市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
廻り谷本川	本巣市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
鍋倉谷	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
前コード谷	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
能谷支川	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
能谷本川	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
ツイ口谷	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
門脇谷	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
洞谷2	本巣市根尾東小鹿	次の図のとおり	土石流
宮谷	本巣市根尾東小鹿	次の図のとおり	土石流
小鹿谷	本巣市根尾東小鹿	次の図のとおり	土石流
寒舟谷	本巣市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
証ノ洞谷	本巣市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
栃洞谷	本巣市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
下翁洞	本巣市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
花王寺谷	本巣市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
栃尾谷	本巣市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
上洞	本巣市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
岩上谷	本巣市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
アテガ平谷	本巣市根尾板所	次の図のとおり	土石流
黒滝谷	本巣市根尾板所	次の図のとおり	土石流
黒山谷	本巣市根尾溝田	次の図のとおり	土石流
兔谷	本巣市根尾溝田	次の図のとおり	土石流

前谷	本巣市根尾平野	次の図のとおり	土石流
----	---------	---------	-----

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所 所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅野	本巣市根尾高尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小屋戸	本巣市根尾長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上山	本巣市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水鳥3	本巣市根尾水鳥	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下村3	本巣市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新行堂	本巣市根尾樽見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下嶋	本巣市根尾口谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之下	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之山2	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平之山	本巣市根尾能郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上村1	本巣市根尾松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西村	本巣市根尾松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中村	本巣市根尾松田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第二十五号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課所及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

廻り谷支川	本巢市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
廻り谷本川	本巢市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
鍋倉谷	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
前コード谷	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
能谷支川	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
能谷本川	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
ツイ口谷	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
門脇谷	本巢市根尾下大須	次の図のとおり	土石流
洞谷2	本巢市根尾東小鹿	次の図のとおり	土石流
宮谷	本巢市根尾東小鹿	次の図のとおり	土石流
寒舟谷	本巢市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
証ノ洞谷	本巢市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
栃洞谷	本巢市根尾口谷	次の図のとおり	土石流
下翁洞	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
花王寺谷	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
栃尾谷	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
上洞	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
岩上谷	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
アテガ平谷	本巢市根尾板所	次の図のとおり	土石流
黒滝谷	本巢市根尾板所	次の図のとおり	土石流
黒山谷	本巢市根尾溝田	次の図のとおり	土石流
兔谷	本巢市根尾溝田	次の図のとおり	土石流
前谷	本巢市根尾平野	次の図のとおり	土石流

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十四年一月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定又は変更の年月日ほか）
山勝田山線	関市迫間字白山三一七番 一地先から 同市同 字同 二八七八番 一地先まで	九	平成 二四・二七	平成 三三・七一	

岐阜県告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十四年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 定 年 月 日
羽島市竹鼻町蜂尻字村南四〇〇番五	四・五	二九・六	岐建築第八号の二一	平成 三三・〇・六
羽島郡笠松町北及字高坪一六一二番	六・〇	五・八四	岐建築第八号の二三	同 三三・〇・三

位 置		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
同 郡岐南町伏屋七丁目一五五番四		四・三	六・五	岐建築第八号の二四	同 二〇・五
本巢市十四条字平田五三七番四、五四〇番四、五四一番一、五二八番の一部及び五四二番		六・〇	七・〇	岐建築第八号の二五	同 二〇・九
瑞穂市本田字北縄ノ尻一三七一番九から同番一二まで及び同番一四		五・〇	三・六	岐建築第八号の二六	同 二一・二
羽島市竹鼻町狐六字真修寺八〇九番四		五・〇	四・三	岐建築第八号の二七	同 二一・六
同 市同 町狐六字寺東一二六八番四		四・〇	三・〇	岐建築第八号の二八	同 二一・九
瑞穂市古橋字若宮一六〇六番四		四・九	三・七	岐建築第八号の二九	同 二二・〇
羽島郡笠松町北及字高坪一五九八番八		四・四	三・〇	岐建築第八号の三〇	同 二二・三
同 郡岐南町伏屋三丁目二〇番四		五・〇	二・五七	岐建築第八号の三一	同 二二・三

位 置		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
揖斐郡池田町青柳字上ノ町二四二番四		六・〇	七・六	西建築第一一五号の一	平成 三二・〇・三
安八郡神戸町大字川西字大道西五四番四		四・五	二・四	西建築第一一五号の一	同 二〇・六
揖斐郡大野町大字領家字円二九〇番九及び同番一四		六・〇	六・二	西建築第一一五号の一	同 二一・六

位 置		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
美濃加茂市本郷町四丁目字正理一七〇五番三二及び同番三三		六・〇	九・三	中建築第四号の二一	平成 三二・〇・四
同 市南仙房七番九		五・〇	四・九	中建築第四号の二二	同 二〇・五

中濃建築事務所

西濃建築事務所

東濃建築事務所

美濃加茂市西町四丁目七八番四		六・〇	六・七	中建築第四号の一四	同 二〇・七
同 市加茂野町今泉字政広四四八番一		六・〇	九・三	中建築第四号の一五	同 二一・一
同 市同 町鷹之巣字参宮田一六八八番四		六・〇	四・九	中建築第四号の一六	同 二〇・六
同 市平賀町二丁目三九番四		四・〇	三・三	中建築第四号の一七	同 二〇・六
同 市東新町五丁目三番四		六・〇	三・四	中建築第四号の一八	同 二一・〇
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字柳下四三〇九番四		六・〇	五・〇	中建築第四号の一九	同 二一・三
同 市同 町上蜂屋字石塚三四九四番九		六・〇	八・六	中建築第四号の二〇	同 二一・三
同 市下有知字観音下二八五六番一		六・〇	四・〇	中建築第四号の二一	同 二一・五
美濃加茂市御門町一丁目字坂戸一四五番四		六・〇	七・四	中建築第四号の二二	同 二一・七
同 市加茂野町鷹之巣字辻ヶ鼻一五三九番四		四・八	二・六	中建築第四号の二三	同 二三・六
同 市同 町鷹之巣字ガキガノ一九七一番四		六・〇	二・〇	中建築第四号の二四	同 二三・七
同 市下有知字南石神三六四一番二		六・〇	一・七	中建築第四号の二五	平成 二四・一・五

位 置		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
土岐市妻木町字折戸一七〇八番八、同番一二、一六七七番七、同番八、一七〇八番七地先法定外公共物(水路)及び一七〇八番八地先法定外公共物(水路)		六・〇	九・八	東建築第五号の七	平成 三二・〇・三
中津川市西宮町一七八一番三七及び同番四七		五・七	三・五	東建築第五号の八	同 二〇・八
同 市茄子川字鳳雲庵九九七番二		五・〇	二・六	東建築第五号の九	同 二一・六
同 市千旦林字坂本一三八六番二		四・〇	三・五	東建築第五号の一〇	同 二一・五
三七及び同市茄子川字東通六九二番三八		四・〇	三・五	東建築第五号の一〇	同 二一・五

同	市中津川字野畔二八二番一	四〇〇	二六〇〇	東建築第五 五号の二一	同二二六
---	--------------	-----	------	----------------	------

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十四年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
岐阜都市計画公園
- 二 都市計画を定める土地の区域
五・五・六号 岐阜ファミリーパーク
- 三 都市計画図書において表示する区域
都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成二十四年一月十七日から
同 年一月三十一日まで
- 五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を

記載すること。
また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十四年一月十七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一號

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター